

賃金の口座振込に関する協定書

株式会社 ○○○○ と (株)○○○○労働組合 は、従業員の賃金の口座振込に関し、次のとおり協定する。

- 株式会社 ○○○○ は従業員各人の同意を得て、本人の口座に賃金を振り込むことができる。
- 口座払の対象となる従業員は全ての者とする。
- 口座払の対象とする賃金は、定期賃金、一時金、退職金 とし、その金額は、各人の申し出た額とする。
- 口座払は、○ 年 ○ 月 ○ 日以降実施する。
- 口座払を行う金融機関の範囲は、○○銀行、○○信金の各支店 とする。
- 本協定は、両当事者調印の日から効力を生じ、何れかの当事者が ○○ 日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を存続する。

○ 年 ○ 月 ○ 日

使用者職氏名

株式会社 ○○○○

代表取締役 博多 一郎



労働者代表

株式会社 ○○○○労働組合

執行委員長 福岡 太郎

